

新 潟 市

すまいの融資・助成制度の概要

| 融資・助成制度 | | 対象となる住宅 | | |
|------------------------|-----|---------|------|-----|
| | | 新築住宅 | 既存住宅 | その他 |
| ❖ すまいの融資制度 | | | | |
| 母子父子寡婦福祉資金 | P1 | ● | ● | ● |
| 生活福祉資金 | P1 | | ● | ● |
| 排水設備設置資金融資 | P1 | | ● | |
| ❖ すまいの助成制度 | | | | |
| 高齢者向け住宅リフォーム助成 | P2 | | ● | |
| 障がい者向け住宅リフォーム助成 | P2 | | ● | |
| 健幸すまいリフォーム助成事業 | P3 | | ● | |
| 空き家活用リフォーム推進事業 | P3 | | ● | |
| UIJ 支援にいがたすまいリフォーム助成事業 | P4 | | ● | |
| 移住モデル地区定住促進住宅支援事業 | P4 | ● | ● | |
| 木造住宅の耐震診断・設計・改修補助 | P5 | | ● | |
| 耐震シェルター・防災ベッド設置補助 | P6 | | ● | |
| 家具転倒防止補助 | P6 | | ● | |
| マンション耐震改修補助 | P7 | | ● | |
| 危険ブロック塀等撤去工事補助 | P7 | | | ● |
| 緑化地区等への生垣等設置費補助 | P8 | | | ● |
| 浄化槽設置整備事業 | P8 | | ● | |
| 水洗便所改造助成 | P9 | | ● | |
| 雨水浸透ます・貯留タンク設置助成 | P9 | ● | ● | |
| 私道等整備助成制度 | P10 | | | ● |
| 私道公共下水道設置制度 | P10 | | | ● |
| 排水設備(共同管)工事助成 | P11 | | | ● |
| 排水設備工事配管延長助成 | P11 | | ● | |
| 住宅かさ上げ工事助成 | P12 | | ● | |
| 駐車場かさ上げ工事助成 | P12 | | ● | |
| 防水板等設置工事助成 | P13 | | ● | |

❖ すまいの融資制度

母子父子寡婦福祉資金

子を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦(ただし、一部所得制限あり)の方が経済的に自立し、安定した生活を送るために必要な住宅資金、転宅資金などを無利子又は低利でお貸します。

詳しくは、下記までお問合せください。

お問合せ先

| | | | |
|-----|-------|---------|--------------|
| 北 区 | 健康福祉課 | 児童福祉係 | 025-387-1335 |
| 東 区 | 健康福祉課 | 児童福祉担当 | 025-250-2330 |
| 中央区 | 健康福祉課 | こども支援係 | 025-223-7236 |
| 江南区 | 健康福祉課 | 児童福祉係 | 025-382-4353 |
| 秋葉区 | 健康福祉課 | 児童福祉係 | 0250-25-5683 |
| 南 区 | 健康福祉課 | 児童福祉係 | 025-372-6351 |
| 西 区 | 健康福祉課 | こども支援担当 | 025-264-7343 |
| 西蒲区 | 健康福祉課 | 児童福祉係 | 0256-72-8369 |

生活福祉資金

低所得世帯や障がい者世帯又は高齢者世帯で、金融機関や他の制度からの借入れが困難な場合、住宅の増改築、補修、転居資金などを融資しています。

詳しくは、下記までお問合せください。

お問合せ先

| | | |
|-----|---------|--------------|
| 北 区 | 社会福祉協議会 | 025-386-2778 |
| 東 区 | 社会福祉協議会 | 025-272-7721 |
| 中央区 | 社会福祉協議会 | 025-210-8720 |
| 江南区 | 社会福祉協議会 | 025-250-7743 |
| 秋葉区 | 社会福祉協議会 | 0250-24-8376 |
| 南 区 | 社会福祉協議会 | 025-373-3223 |
| 西 区 | 社会福祉協議会 | 025-211-1630 |
| 西蒲区 | 社会福祉協議会 | 0256-73-3356 |

排水設備設置資金融資

排水設備工事費を無利子で融資します。

※この制度は借入先金融機関の貸付規定に基づき、直接金融機関と契約していただきますので、事前に貸付規定等について取扱金融機関に御相談ください。

●限度額

- (ア)排水設備を設置する際に、くみとり便所を水洗便所に改造する場合……………100万円以内
- (イ)排水設備を設置する際に、し尿浄化槽を廃止し下水道または公設浄化槽に接続する場合……………100万円以内

※改造する大便器又は廃止するし尿浄化槽が2個以上ある場合は、2個以上のもの1個につき20万円以内を増額

●申込みと手続き

- ① 借入れを希望する金融機関へ事前に御相談ください(事前審査)。
- ② 工事を申込みるときに、指定排水設備工事店に融資を受けたい旨をお伝えください。
- ③ 工事が完成して検査合格後、御自宅に融資の手続きに必要な「竣工検査合格証」と「借入申込書」を郵送しますので、その書類を持って取扱金融機関へ行き、融資契約をしてください。

処理開始日前に使用許可を受けた改造工事の場合も利用できます。

取扱金融機関(市内の各本店・支店)

| | | |
|---------|----------|---------|
| 第 四 銀 行 | 新発田信用金庫 | 新潟県信用組合 |
| 北 越 銀 行 | 新潟信用金庫 | 巻信用組合 |
| 大 光 銀 行 | 協栄信用組合 | 労働金庫 |
| きらやか銀行 | 興栄信用組合 | 各農業協同組合 |
| 加茂信用金庫 | はばたき信用組合 | |
| 三条信用金庫 | 新栄信用組合 | |

◆すまいの助成制度

高齢者向け住宅リフォーム助成

身体機能の低下した65歳以上の高齢者が自宅で安心して生活できるように、浴室やトイレ、階段などを改造する場合、費用の一部を助成します。

●対象世帯(一世帯一回限り)

介護保険法の要介護1～5、要支援の認定を受けた65歳以上の高齢者がいる世帯で、世帯員の前年の収入合計が600万円未満の世帯

●対象住宅

対象者本人が現在住んでいるか、工事完了後にすみやかに住む見込みの住宅

●対象工事

居室、浴室、トイレ、玄関、廊下、階段、台所などで対象者の方の日常生活改善に直接かかわる改造工事が対象になります。

●助成額

| 世帯区分 | 助成率 | 助成限度額 |
|----------|------|--------|
| 生活保護世帯 | 100% | 30万円 |
| 所得税非課税世帯 | 75% | 22.5万円 |
| 所得税課税世帯 | 50% | 15万円 |

※助成対象経費に助成率をかけ、助成限度額を下回る場合は、低い方の金額となります。

※助成決定後に工事着工となりますので、工事着工の1ヶ月ほど前までに御相談ください。

※借家の場合は家主等の承諾が必要で、共用部分の工事は除きます。

※介護保険住宅改修費との併用の場合は、その給付部分を除きます。

お問合せ先

| | | | |
|-----|-------|--------|--------------|
| 北区 | 健康福祉課 | 高齢介護係 | 025-387-1325 |
| 東区 | 健康福祉課 | 高齢介護担当 | 025-250-2320 |
| 中央区 | 健康福祉課 | 高齢介護担当 | 025-223-7216 |
| 江南区 | 健康福祉課 | 高齢介護担当 | 025-382-4383 |
| 秋葉区 | 健康福祉課 | 高齢介護担当 | 0250-25-5679 |
| 南区 | 健康福祉課 | 高齢介護担当 | 025-372-6320 |
| 西区 | 健康福祉課 | 高齢介護係 | 025-264-7330 |
| 西蒲区 | 健康福祉課 | 高齢介護係 | 0256-72-8362 |

障がい者向け住宅リフォーム助成

重度心身障がい者が安心して生活できるように、御自宅の浴室やトイレなどで、障がいを補うための改造工事を行う場合、費用の一部を助成します。

●対象世帯(一世帯一回限り)

身体障害者手帳1、2級又は療育手帳「A」をお持ちの方がいる世帯で、前年の世帯員の収入合計が600万円未満の世帯

●対象住宅

障がい者本人が現在住んでいるか、工事完了後にすみやかに住む見込みの住宅

●対象工事

障がい者の日常生活改善に直接関わる工事

●助成額

| 世帯区分 | 助成率 | 助成限度額 | | |
|----------|------|-------------|---|------------|
| | | 介護保険が適用される方 | 介護保険が適用されない方 日常生活用具の 居宅生活動作補助 用具の給付対象者 に該当する方 | 左記 以外の方 |
| 生活保護世帯 | 100% | | 50万円 | 70万円 |
| 所得税非課税世帯 | 75% | | 37.5万円 | 52.5万円 |
| 所得税課税世帯 | 50% | | 25万円 | 35万円 |

※助成対象経費に助成率をかけ、助成限度額を下回る場合は、低い方の金額となります。

※助成決定後に工事着工となりますので事前に御相談ください。

※借家の場合は家主等の承諾が必要で、共用部分の工事は除きます。

※介護保険の住宅改修費あるいは日常生活用具の居宅生活動作補助用具給付を併用する方は、その給付部分を除きます。

お問合せ先

| | | | |
|-----|-------|--------|--------------|
| 北区 | 健康福祉課 | 障がい福祉係 | 025-387-1305 |
| 東区 | 健康福祉課 | 障がい福祉係 | 025-250-2310 |
| 中央区 | 健康福祉課 | 障がい福祉係 | 025-223-7207 |
| 江南区 | 健康福祉課 | 障がい福祉係 | 025-382-4396 |
| 秋葉区 | 健康福祉課 | 障がい福祉係 | 0250-25-5682 |
| 南区 | 健康福祉課 | 障がい福祉係 | 025-372-6304 |
| 西区 | 健康福祉課 | 障がい福祉係 | 025-264-7310 |
| 西蒲区 | 健康福祉課 | 障がい福祉係 | 0256-72-8358 |

❖ すまいの助成制度

健幸すまいリフォーム助成事業

子どもを安心して産み育てられ、高齢者等が健康で幸せに暮らせる住環境を創出することを目的として、既存住宅のバリアフリーリフォーム・子育て対応リフォーム・温熱環境改善リフォームなどの、居住環境や住宅機能の維持・向上のための住宅リフォーム費用の一部を補助します。

●対象

自ら居住又は実績報告書の提出までに居住を予定する住宅において、対象工事を発注し行う個人

●対象工事

・基本工事(①②③のいずれか1種以上必須)

| ①バリアフリーリフォーム | ②子育て対応リフォーム |
|------------------------------|-------------|
| 手すりの設置 | 子ども※部屋の増築 |
| 段差の解消、スロープの設置 | 子ども※部屋の改修 |
| 床のノンスリップ化 | 子ども※の事故防止工事 |
| 通路・開口部の拡幅 | |
| 建具改修 | |
| 設備機器のバリアフリー化 | |
| その他のバリアフリー化 | |
| ③温熱環境改善リフォーム | |
| 窓等の断熱改修工事(内窓設置、外窓交換、ガラス交換など) | |
| 外壁、屋根、天井又は床の断熱改修工事 | |
| 浴室又は脱衣室の暖房機器の設置工事 | |

※ 中学生以下

・プラス工事

基本工事と併せて行う居住環境や住宅機能の維持・向上のための住宅部分のリフォーム工事

※補助対象経費(基本工事とプラス工事の合計額(税抜))が10万円以上の工事に限ります。

※市内に本社、本店、支店、営業所を有する法人又は市内に住所のある個人事業主に対象工事を発注することが条件となります。

●補助率・補助限度額

| 補助率 | 補助上限額 |
|------|---------------------------------|
| 1/10 | 5万円(基本工事1種類) 10万円(基本工事2種類以上) |

空き家活用リフォーム推進事業(住み替え活用タイプ)

空き家の利活用の促進を図るため、住み替え目的の空き家リフォーム費用の一部を補助します。

●対象

| 世帯種別 | 要件 |
|------------|--|
| ①子育て世帯 | 中学生以下の子ども又は妊娠している者がいる世帯 |
| ②高齢者等世帯 | 補助金交付申請時点で60歳以上の方(以下、当該高齢者)による世帯又は当該高齢者とその同居者(※)による世帯 ※当該高齢者の配偶者、60歳以上の親族など |
| ③障がい者世帯 | 身体障害者手帳1～4級、療育手帳 A 又は精神障害者福祉手帳1～2級を持つ者がいる世帯 |
| ④マンション居住世帯 | 分譲マンションの住戸に住み替える世帯 |
| ⑤一般世帯 | 上記以外の世帯 |

●対象となる工事

空き家において実施するリフォーム工事で、居住部分に係る改修であること

※空き家の要件

申請日、居住日又は登記日のいずれか早い日の前概ね3ヶ月以上の間使用されていないこと、申請日前6ヶ月以内又は4月1日以降に売買により取得することなど

※対象工事の要件

市内に本社、本店、支店、営業所を有する法人又は市内に住所のある個人事業主に対象工事を発注することなど

●補助率・補助上限額

| 世帯種別 | 補助率 | 補助上限額 |
|-----------------------------|-----|-----------------|
| ①、②、③ | 1/2 | 50万円 |
| ④、⑤ | | 30万円 |
| 多世代同居、親子近居、多子世帯のいずれかに該当する場合 | | 上記補助上限額をプラス10万円 |

※本事業では地域の茶の間や障がい者グループホームなどの用途での活用についても補助を行っています。詳細はお問合せください。

お問合せ先

住環境政策課 住環境整備室 025-226-2815

お問合せ先

住環境政策課 住環境整備室 025-226-2815

❖ すまいの助成制度

UIJ支援にいがたすまいリフォーム助成事業

UIJターンによる「新潟暮らし」を促進するため、新潟県外からの移住・定住に併せて行う住宅リフォーム費用などの一部を補助します。

●対象

平成29年3月末まで新潟県外に居住し、平成29年4月1日以降、実績報告書の提出までに市内に移住し、住宅のリフォーム工事を行う2人以上の世帯

※平成29年4月1日以降に移住モデル地区「越前浜地区(西蒲区)」、平成29年11月22日以降に移住モデル地区「小須戸地区(秋葉区)」、令和元年11月28日以降に「金津里山地区(秋葉区)」に移住する場合は1人世帯の移住も対象

●対象となる経費

下記①②の合計額

①住宅において行うリフォーム工事に係る経費(必須)

※市内に本社、本店、支店、営業所を有する法人又は市内に住所のある個人事業主に対象工事を発注することなど

②住宅への転居に係る経費

(①の額又は20万円のいずれか低い額が上限)

●補助率・補助上限額

| 世帯種別 | 補助率 | 補助上限額 |
|---|-----|-----------------|
| UIJターン世帯 | 1/2 | 50万円 |
| 空き家(※)を活用したUIJターン世帯 | | 100万円 |
| 平成29年4月1日以降に移住モデル地区「越前浜地区(西蒲区)」又は平成29年11月22日以降に移住モデル地区「小須戸地区(秋葉区)」に移住する場合 | | 上記補助上限額をプラス10万円 |

※空き家の要件

申請日、居住日又は登記日前概ね3ヶ月以上使用されていないこと、申請日前6ヶ月以内又は4月1日以降に売買により取得すること、戸建であることなど

お問合せ先

住環境政策課 住環境整備室 025-226-2815

移住モデル地区定住促進住宅支援事業

移住モデル地区に指定された西蒲区越前浜地区・秋葉区小須戸地区・秋葉区金津里山地区への移住・定住を促進するため、新潟県外から同地区へ移住する方に対し、引越しや住宅に係る費用の一部を助成します。

●対象

西蒲区越前浜地区の場合は平成29年4月1日以降、秋葉区小須戸地区の場合は平成29年11月22日以降、秋葉区金津里山地区の場合は令和元年11月28日以降、県外から同地区に住宅を取得又は賃借して移住した世帯

●対象となる経費

補助金・奨励金の内容

・転居費用支援

取得又は賃借した住宅への転居費用を助成します。

一般世帯: 上限10万円

子育て世帯: 上限15万円

※子育て世帯: 中学生以下の子どもがいる世帯又は妊娠している者がいる世帯

・家賃支援

賃借した住宅に居住した世帯に家賃の2分の1以内の額を助成します。

上限12,000円/月(2年間まで)

・住宅取得支援

取得した住宅に居住した世帯に奨励金を交付します。

一律30万円

※UIJ支援にいがたすまいリフォーム助成事業における要件、補助上限額を拡充

・世帯要件の緩和(単身世帯も対象)

・補助上限額(10万円加算)

お問合せ

越前浜地区に移住する場合は、
西蒲区 地域総務課 0256-72-8161
小須戸地区に移住する場合は、
秋葉区 地域総務課 0250-25-5672

❖ すまいの助成制度

木造住宅の耐震診断・設計・改修補助

昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅を対象に、耐震診断、耐震設計、耐震改修工事等にかかる費用の一部を補助します。

● 対象

| | |
|------|----------------------|
| 建物 | 木造の戸建住宅(自己用) |
| 規模 | 2階建て以下 |
| 建築時期 | 昭和56年5月31日以前に建築されたもの |

● 補助額・補助限度額

【耐震診断】

| 区分 | 住宅の延べ面積 | 自己負担額 |
|---------|------------------|---------|
| 高齢者等住宅※ | 500㎡以下 | 無料 |
| 上記以外の住宅 | 280㎡以下 | 5,500円 |
| | 280㎡超～ 350㎡以下 | 15,400円 |
| | 350㎡超～ 420㎡以下 | 25,300円 |
| | 420㎡超～ 500㎡以下 | 35,200円 |

延べ面積が500㎡を超える場合は、別途御相談ください。

【耐震設計】

| 補助金の額 |
|---------------------------|
| 耐震設計に要する費用の1/2以内かつ10万円を限度 |

【耐震改修工事】

| 区分 | 補助金の額 |
|---------|------------------------------|
| 高齢者等住宅※ | 耐震改修工事に要する費用の2/3以内かつ150万円を限度 |
| 上記以外の住宅 | 耐震改修工事に要する費用の2/3以内かつ120万円を限度 |

【段階的耐震改修工事】

| 区分 | 補助金の額 |
|---------|--|
| 高齢者等住宅※ | 第1段階 段階的耐震改修工事に要する費用の2/3以内かつ90万円を限度 |
| | 第2段階 段階的耐震改修工事に要する費用の2/3以内かつ60万円を限度 |
| 上記以外の住宅 | 第1段階 段階的耐震改修工事に要する費用の2/3以内かつ70万円を限度 |
| | 第2段階 段階的耐震改修工事に要する費用の2/3以内かつ50万円を限度 |

【耐震改修促進リフォーム】

| 補助金の額 |
|--|
| 市制度を利用した耐震改修工事、段階的耐震改修工事、耐震シェルター・防災ベッド設置工事と同時に行うリフォーム工事に要する費用の1/2以内かつ20万円を限度 |

※高齢者等住宅: 下記のいずれかに該当するもの

- ① 高齢者(65歳以上の方)のみが居住する住宅
- ② 介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けた方が居住する住宅
- ③ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた方が居住する住宅
- ④ 市長が定める療育手帳Aの交付を受けた方が居住する住宅

お問合せ先

建築行政課 建築行政係 025-226-2841

耐震シェルター・防災ベッド設置補助

昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅を対象に、耐震シェルター・防災ベッドの設置にかかる費用の一部を補助します。

●対象世帯

下記のいずれかに該当する世帯

- ①高齢者(65歳以上の方)のみが居住する世帯
- ②介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けた方が居住する世帯
- ③身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた方が居住する世帯
- ④市長が定める療育手帳Aの交付を受けた方が居住する世帯

●対象住宅

市制度を利用した耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満又は誰でもできるわが家の耐震診断の合計点が7点以下の住宅

●対象工事

公的機関等により評価若しくは認定を受けた耐震シェルター又は防災ベッドの設置

●助成額・助成限度額

設置に要する費用の1/2以内かつ30万円を限度

家具転倒防止補助

高齢者のみ世帯等が実施する家具の転倒防止工事にかかる費用の一部を補助します。

●対象世帯

下記のいずれかに該当する世帯

- ①高齢者(65歳以上の方)のみが居住する世帯
- ②介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けた方が居住する世帯
- ③身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた方が居住する世帯
- ④市長が定める療育手帳Aの交付を受けた方が居住する世帯

●対象工事

L型金物等を用いて木質系の家具を住宅の構造下地材に強固に固定する工事

●自己負担額・補助額

- ・新潟市に登録した施工業者に依頼した場合
自己負担額は家具1ヶ所あたり1,000円(上限3ヶ所)
- ・上記以外の任意の施工業者に依頼した場合
補助額は家具転倒防止工事に要する費用(材料費・家具の移動に要する費用を除く)のうち対象家具の箇所数に応じた額

| 対象家具の箇所数 | 補助額 |
|----------|--------|
| 1ヶ所 | 4,000円 |
| 2ヶ所 | 5,000円 |
| 3ヶ所以上 | 7,000円 |

お問合せ先

建築行政課 建築行政係 025-226-2841

お問合せ先

建築行政課 建築行政係 025-226-2841

❖ すまいの助成制度

マンション耐震改修補助

分譲マンション管理組合を対象に、分譲マンションの耐震診断、耐震設計、耐震改修工事にかかる費用の一部を補助します。

● 補助対象となるマンション

次の①～④の条件をすべて満たすもの。

- ①鉄筋コンクリート造、鉄骨造などのマンションで、地上部分が3階建て以上であること。
- ②延べ面積が1,000㎡以上であること。
- ③耐震診断に必要な構造関係の設計図書があること。
- ④管理組合の総会で補助を受ける事業の実施について決議がなされていること。

● 補助率・補助限度額

| 区分 | 補助金の額 |
|--------|--|
| 予備診断 | 予備診断に要する費用の2/3以内 かつ1棟あたり14万円を限度 |
| 本診断 | 本診断に要する費用の1/2以内 かつ1戸あたり3万円(1棟あたり150万円)を限度 |
| 耐震設計 | 耐震設計に要する費用の2/3以内 |
| 耐震改修工事 | 耐震改修工事に要する費用(1㎡あたり49,300円を限度)に23%を乗じた額の2/3以内 |

お問合せ先

建築行政課 建築行政係 025-226-2841

危険ブロック塀等撤去工事補助

転倒及び倒壊の危険性のあるブロック塀の所有者又は管理者に対し、撤去工事にかかる費用の一部を補助します。

● 対象

通学路又は道路等に面し倒壊等のおそれのある高さ1m以上のブロック塀等

● 対象工事

既存ブロック塀等の全部を解体し、撤去すること又はブロック塀等が接する道路からの高さを1m未満にする工事

● 補助額、補助限度額

撤去工事に要する費用(17,400円/mを限度)の1/2以内かつ15万円を限度

お問合せ先

建築行政課 建築行政係 025-226-2841

緑化地区等への生垣等設置費補助

民有地における緑化ルール(緑地協定)を策定したエリアの土地所有者に対し、生垣等の設置工事費の一部を補助します。

●補助対象

次の①～⑤の条件をすべて満たすもの。

- ①都市緑地法に基づく緑地協定地区内の土地所有者等で新たに生垣・高木性樹木を設置する者。
- ②設置する生垣等が国・県・市道か、その他建築基準法上の道路に面していること。
- ③生垣は長さ3m以上、高さ1m以上、延長1mあたり2本以上を植込むこと。
- ④高木性樹木の間隔は5m以上の距離をとること。
- ⑤生垣等の樹種は緑地協定で定められているもので、5年以上生垣等を保全すること。

[ブロック塀等撤去を併せて行う場合]

次の①②の条件をすべて満たすもの。

- ①除去の延長は、3m以上で生垣設置延長を超えないこと。
- ②おおむね高さ40cm以下に取壊し、生垣の健全な育成を妨げないこと。

●補助額

工事費の1/2 上限5万円

工事の前に、予め御相談ください。

お問合せ先

| | | | |
|-----|-----|-------------|--------------|
| 北 区 | 建設課 | まちづくりグループ | 025-387-1435 |
| 東 区 | 建設課 | 管 理 係 | 025-250-2610 |
| 中央区 | 建設課 | 管 理 係 | 025-223-7403 |
| 江南区 | 建設課 | ま ち づ くり 係 | 025-382-4738 |
| 秋葉区 | 建設課 | まちづくり整備グループ | 0250-25-5691 |
| 南 区 | 建設課 | 管 理 係 | 025-372-6460 |
| 西 区 | 建設課 | 管 理 係 | 025-264-7661 |
| 西蒲区 | 建設課 | 管 理 係 | 0256-72-8507 |

浄化槽設置整備事業

生活排水対策の一環として、家庭用の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への設置替え(転換)する方に設置費用の一部を補助します。

着工前に申請が必要ですので、事前にお問合せください。

●補助対象地域

公共下水道計画区域・農業集落排水事業区域、公設浄化槽区域などを除く市内全域。(事前に御確認ください。)

●補助対象者

主に住宅(アパート・貸家などを除く)として利用している建物に設置の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換される方(建築確認申請を伴う新築又は増・改築は対象となりません。)

・単独処理浄化槽からの転換の補助限度額

| 浄化槽の大きさ | 補助限度額 |
|---------|------------|
| 5人槽 | 704,000円 |
| 7人槽 | 882,000円 |
| 10人槽 | 1,176,000円 |

・くみ取り便槽からの転換の補助限度額

| 浄化槽の大きさ | 補助限度額 |
|---------|----------|
| 5人槽 | 352,000円 |
| 7人槽 | 441,000円 |
| 10人槽 | 588,000円 |

お問合せ先

| | | | |
|-----------|---------|--------|--------------|
| 北 区 | 区民生活課 | 生活環境係 | 025-387-1295 |
| 東 区 | 区民生活課 | 生活環境係 | 025-250-2285 |
| 中央区 | 窓口サービス課 | 生活環境係 | 025-223-7168 |
| 江南区 | 区民生活課 | 生活環境係 | 025-382-4254 |
| 秋葉区 | 区民生活課 | 生活環境係 | 0250-25-5678 |
| 南 区 | 区民生活課 | 生活環境担当 | 025-372-6145 |
| 西 区 | 区民生活課 | 生活環境係 | 025-264-7261 |
| 西蒲区 | 区民生活課 | 生活環境係 | 0256-72-8312 |
| 環 境 対 策 課 | 水 質 係 | | 025-226-1371 |

❖ すまいの助成制度

水洗便所改造助成

早期の水洗化を奨励するため、くみ取り便所又はし尿浄化槽便所を改造する工事費を助成します。

● 助成額

| 助成の対象 | 助成金額 | |
|-----------------------|-------------|------------------|
| | 処理開始日から1年以内 | 処理開始日から1年を超え3年以内 |
| くみ取り便所改造 (便槽1槽につき) | 30,000円 | 20,000円 |
| し尿浄化槽改造 (浄化槽1槽につき) | | |

※私道公共下水道で、処理開始日現在、工事が完了していない場合は、工事完了日を処理開始日とします。

※処理開始日前に使用許可を受けた改造工事の場合も対象になります。

※下水道事業受益者負担金・分担金及び下水道使用料を滞納していないことが条件です。

※生活保護世帯で持ち家の場合は、この助成とは別に水洗便所に改造する際の工事費を助成する制度がありますので、詳しくはお問合せください。

お問合せ先

| | |
|---|--------------|
| 北区にお住まいの方は、 北下水道分室 | 025-387-1806 |
| 東区・中央区・江南区にお住まいの方は、 東部地域下水道事務所 排水設備係 | 025-281-9562 |
| 秋葉区にお住まいの方は、 秋葉下水道分室 | 0250-25-5810 |
| 西区・南区・西蒲区にお住まいの方は、 西部地域下水道事務所 普及推進室 | 025-370-6372 |

雨水浸透ます・貯留タンク設置助成

助成により設置できる建物は、市内の一般住宅、店舗、アパート、事務所など、原則として雨どいがある建築物すべてになります。既存、新築、増改築を問いません。

● 助成額

設置の仕方で助成金が5通りあります。事前に御相談ください。

| 施設名 | 設置のしかた | 助成上限額 (1基あたり) | 助成限度 |
|--------|---------------------------|------------------|---------------|
| 雨水浸透ます | 単独で設置する場合 | 20,000円 | 設置数 (上限あり) |
| 貯留タンク | 単独で市販の専用タンクを設置する場合 | 10,000円 | 1基まで |
| | 雨水浸透ますと同時に市販の専用タンクを設置する場合 | 20,000円 | |
| | 単独で個人製作のタンクを設置する場合 | 1,000円 | |
| | 雨水浸透ますと同時に個人製作のタンクを設置する場合 | 2,000円 | |

※以下の場合は助成対象とはなりません。

- ①下水道法事業計画区域外の場合。
- ②下水道処理開始区域内で排水設備が未設置又は同時に設置しない場合。
- ③下水道事業受益者負担金・分担金及び下水道使用料を滞納している場合。
- ④浸透ますの設置場所が急傾斜地や不透水性地質など、浸透に適さない場合。
- ⑤貯留タンクの容量が100リットル未満の場合。

※現場状況等によっては技術基準に適合せず、設置できない場合もあります。

お問合せ先

| | |
|---|--------------|
| 北区にお住まいの方は、 北下水道分室 | 025-387-1806 |
| 東区・中央区・江南区にお住まいの方は、 東部地域下水道事務所 排水設備係 | 025-281-9562 |
| 秋葉区にお住まいの方は、 秋葉下水道分室 | 0250-25-5810 |
| 西区・南区・西蒲区にお住まいの方は、 西部地域下水道事務所 普及推進室 | 025-370-6372 |

私道等整備助成制度

自治会などが次の条件に該当する私道等を工事する場合、市の助成基準工事費の範囲内で1/2を助成します。

●条件

家屋が連続する地域内にあり、道路排水の流末処理ができる私道等で次のような場合。

ただし、所有者が複数であるもの又は複数の家屋の所有者が利用するものに限りす。

- ①幅員2m以上で、両端が公道に接続するもの。
- ②幅員2m以上で、一端が公道に接続し、他の一端が幅員2m以上の私道等に接続するもの。
- ③幅員2m以上で、一端が公道又は幅員2m以上の私道等に接続し、他の一端が公共施設等に通じるもの。
- ④幅員2.5m以上で、一端が公道に接続する袋小路のうち、奥行30m以上のもの又は5戸以上の家屋が接するもの。

※なお、該当する私道等が法定外公共物である道路の場合は、上記①～④の幅員が1.8m以上であれば対象となります。

●助成金対象工事(上記の条件の私道等)

- ①舗装新設工事
- ②側溝新設工事
- ③交通安全施設(防護柵)新設及び取替工事
- ④舗装修繕(オーバーレイ、打換)工事
- ⑤側溝修繕(布設替)工事

※工事には一定の条件がありますので、詳しいことはお問合せください。

お問合せ先

| | | | | |
|-----|-----|-------------|---|--------------|
| 北 区 | 建設課 | 管 理 | 係 | 025-387-1405 |
| 東 区 | 建設課 | 管 理 | 係 | 025-250-2610 |
| 中央区 | 建設課 | 管 理 | 係 | 025-223-7403 |
| 江南区 | 建設課 | 管 理 | 係 | 025-382-4703 |
| 秋葉区 | 建設課 | 管 理 | 係 | 0250-25-5690 |
| 南 区 | 建設課 | 管 理 | 係 | 025-372-6460 |
| 西 区 | 建設課 | 管 理 | 係 | 025-264-7661 |
| 西蒲区 | 建設課 | 管理まちづくりグループ | | 0256-72-8507 |

私道公共下水道設置制度

次の条件をすべて満たす場合、公道と同様に、私道に公共下水道を市が設置します。

●申請条件

- ①私道が処理開始区域内にあること(処理開始予定区域を含む)。
- ②建築基準法で建築が可能な敷地内に係る道路で、原則として幅員が1.8m以上あること。
- ③所有者の異なる利用家屋が原則として2戸以上あること。ただし、所有者が官公庁及び法人のみの場合は対象となりません。
- ④原則として、私道に面する全員が下水道の整備を希望すること。
- ⑤私道所有者全員の下水道管理設の承諾があること。
- ⑥下水道管敷設工事完了後、家屋所有者の3分の2以上が、速やかにくみ取りや浄化槽便所を下水道へ接続すること。

●申請方法

私道1本ごとに申請者の中から1人代表者を決めてもらい、申請書を作成していただきます。

お問合せ先

| | |
|---|--------------|
| 北区にお住まいの方は、 北下水道分室 | 025-387-1806 |
| 東区・中央区・江南区にお住まいの方は、 東部地域下水道事務所 排水設備係 | 025-281-9562 |
| 秋葉区にお住まいの方は、 秋葉下水道分室 | 0250-25-5810 |
| 西区・南区・西蒲区にお住まいの方は、 西部地域下水道事務所 普及推進室 | 025-370-6372 |

❖ すまいの助成制度

排水設備(共同管)工事助成

皆さんが協力して設置する排水設備の工事費のうち、共同で利用する部分の工事費の一部を助成する制度です。私道公共下水道設置制度に該当しなかった場合などに御利用ください。

● 助成内容

- ①所有者の異なる2戸以上の家屋が協力して排水設備を設置する場合(補修も含む)、共同で利用する部分の工事費(助成基準工事費)の4/5を助成します。
- ②貸家等については、3戸以上で利用する排水設備を設置する場合(補修は除く)、処理開始日から1年以内に工事を完了できる場合には3/4を助成し、それ以降は2/3を助成します(市税、下水道事業受益者負担金・分担金、下水道使用料を滞納していないことが条件です)。
- ③法人の所有する建物は助成対象外ですが、戸数には含めることができます。
- ④工事に関する手続きは、指定排水設備工事店に相談してください。

※私道公共下水道で、処理開始日現在、工事が完了していない場合は、工事完了日を処理開始日とします。

排水設備工事配管延長助成

敷地が広く配管延長が長くなる場合や、敷地が狭いために屋内配管とせざるを得ない場合などは、工事費が高額になるため、配管延長に応じて助成します。

● 対象者

市内で、浄化槽及びびくみ取りトイレから下水道への接続に切替えるための改造工事を行う方(新築、法人を除く)

● 対象工事

- ・屋外配管で25mを超える部分の配管延長
- ・屋内配管延長

● 助成率等

- ・屋外配管:(配管延長m-25m)×7, 200円
- ・屋内配管:配管延長×6, 400円

※いずれも助成上限は30mです。

※処理開始日から3年以内に完了する工事が対象

お問合せ先

| | |
|---|--------------|
| 北区にお住まいの方は、 北下水道分室 | 025-387-1806 |
| 東区・中央区・江南区にお住まいの方は、 東部地域下水道事務所 排水設備係 | 025-281-9562 |
| 秋葉区にお住まいの方は、 秋葉下水道分室 | 0250-25-5810 |
| 西区・南区・西蒲区にお住まいの方は、 西部地域下水道事務所 普及推進室 | 025-370-6372 |

お問合せ先

| | |
|---|--------------|
| 北区にお住まいの方は、 北下水道分室 | 025-387-1806 |
| 東区・中央区・江南区にお住まいの方は、 東部地域下水道事務所 排水設備係 | 025-281-9562 |
| 秋葉区にお住まいの方は、 秋葉下水道分室 | 0250-25-5810 |
| 西区・南区・西蒲区にお住まいの方は、 西部地域下水道事務所 普及推進室 | 025-370-6372 |

❖ すまいの助成制度

住宅かさ上げ工事助成

大雨による住宅の浸水被害を防ぐため、住宅のかさ上げ工事に助成します。

- 助成対象者
新潟市内に住宅を所有する方
- 助成対象住宅
平成10年8月4日及びそれ以降に床上浸水被害が発生した区域に存する住宅
- 助成対象工事
平成21年4月1日以降の工事を対象とし、かさ上げ前の住宅高さの確認が必要です。また、すでに工事を実施済み、実施中のものは対象外です。
 - ・揚家(既存住宅の土台上げ):従前より15cm以上
 - ・改築時の床上げ:基礎高60cm以上
 - ・改築時の盛土:従前の地盤より30cm以上のかさ上げ
 - ・新築は除きます
 - ・建築物が建築基準法に基づく高さ及び斜線制限を越えないものとします
- 助成率・助成額
助成率1/2、上限額100万円
標準工事単価×建築面積×1/2=助成額
ただし、支払額が標準単価より安価になる場合は、その支払額の1/2

| 標準工事単価 | | | | | |
|--------------------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------------|
| 工 法 | 揚 家 | 改築かさ上げ | | | 盛土 30cm につき |
| | | 50cm 未満 | ~75cm 未満 | 75cm 以上 | |
| m ² あたり 単価 | 65,300 円 | 5,100 円 | 8,100 円 | 13,500 円 | 2,200 円 |

お問合せ先
下水道計画課 事業調整班 025-226-2982

駐車場かさ上げ工事助成

大雨による浸水被害を防ぐため、一戸建て住宅に付属した駐車場のかさ上げ工事に助成します。

- 助成対象者
新潟市内に駐車場(住居と同一敷地内にあり、居住者自らが使用する駐車場)を所有又は使用する方
- 助成区域
浸水被害(床上・床下・車庫浸水など)が発生した又は発生する恐れがある区域
- 助成対象工事
既設の駐車場より平均10cm以上、かつ前面道路より平均10cm以上のかさ上げを行う工事
 - ・新規の駐車場の舗装は対象外
 - ・舗装の材質はコンクリート、アスファルト、インターロッキングブロックなど耐久性のあるものとする
- 助成率・助成額
助成率1/2、上限額10万円
 - ・助成率
標準工事単価(4,800円)×駐車場面積(m²)×1/2
ただし、支払額が標準単価により算出された助成額より安価になる場合は、その支払額の1/2

| お問合せ先 | |
|---|--------------|
| 北区にお住まいの方は、 北下水道分室 | 025-387-1806 |
| 東区・中央区・江南区にお住まいの方は、 東部地域下水道事務所 排水設備係 | 025-281-9562 |
| 秋葉区にお住まいの方は、 秋葉下水道分室 | 0250-25-5810 |
| 西区・南区・西蒲区にお住まいの方は、 西部地域下水道事務所 普及推進室 | 025-370-6372 |

❖すまいの助成制度

防水板等設置工事助成

大雨による住宅や店舗などへの浸水を防ぐため、敷地内に設置する防水板に助成します。

●助成対象者

新潟市内に、家屋、店舗、事務所等を所有又は使用する方

●助成区域

浸水被害(床上・床下・店舗・車庫浸水)が発生した又は発生する恐れがある区域

●助成対象工事

- ・ 防水板
 - ・ 関連工事(防水効果を高めるために行う工事以下のもの)
- ①内外壁の防水工事
 - ②土留め・土間コンクリート打設工事
 - ③その他市長が必要と認める工事

●助成率・助成額

助成率1/2、上限50万円

お問合せ先

| | |
|---|--------------|
| 北区にお住まいの方は、 北下水道分室 | 025-387-1806 |
| 東区・中央区・江南区にお住まいの方は、 東部地域下水道事務所 排水設備係 | 025-281-9562 |
| 秋葉区にお住まいの方は、 秋葉下水道分室 | 0250-25-5810 |
| 西区・南区・西蒲区にお住まいの方は、 西部地域下水道事務所 普及推進室 | 025-370-6372 |